

無害通航を行わない外国船舶への対抗措置に関する国際法上の論点  
—軍艦を中心に—

松 山 健 二

- ① 近年、尖閣諸島周辺領海での中国漁船による日本巡視船に対する衝突事件（2010年）など、日本の安全保障にとって警戒すべき事案・事件が日本近海で起きている。これらの事案・事件を受けて、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶への対抗措置について様々な観点から議論がなされている。本稿では、当該船舶が軍艦である場合や対抗措置の主体が軍艦である場合について国際法の観点から検討を行う。
- ② 自国領海内で無害通航を行わない外国船舶への武力行使の国際法上の基準は、第一に停船要求し、次に威嚇射撃等を行い、それでも従わなかったときは適切な警告をし、当該船舶の乗員の生命に配慮しつつ武力を行使する、というものである。対象となる船舶が軍艦であるときは、要求内容は退去にとどまるものの、その後の手順は一般船舶のときと同じになる。
- ③ 沿岸国は、自国領海内において無害通航を行わない外国船舶について、自国の法益の侵害への対抗措置として必要であれば武力行使を含めて確固とした措置をとることができる。しかしながら、それは停船等を要求した後に最後の手段として武力行使が許されるという国際法上の武力行使の基準と合致したものである必要がある。
- ④ 米国では、部隊司令官は、敵対行為又は公然と示された敵対意図に対応して部隊自衛を実行する固有の権利と義務を常に有するとしている。部隊司令官が、自らが指揮する軍艦に、自国領海内において無害通航を行わない外国船舶に対する武力行使を命ずるときは、それが部隊自衛と任務遂行のどちらに位置づけられようとも、上記の国際法上の基準を遵守する必要がある。
- ⑤ 一般的にあって軍艦は沿岸警備隊等を含むその他の政府公船より強力な物理的強制力を持つが、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶への対抗措置の国際法上の主体としてみた場合両者が持つ権限は同等である。

# 無害通航を行わない外国船舶への対抗措置に関する国際法上の論点 —軍艦を中心に—

連携協力課 松山 健二

## 目 次

はじめに

I 武力行使とは何か

II 武力行使の手順に関する参考資料

III 一般船舶への武力行使の場合

IV 軍艦への武力行使の場合

V 部隊自衛と軍艦による外国船舶への武力行使の場合

結論

はじめに

四方を海に囲まれた日本にとって、海洋は社会と経済の重要な基盤であるとともに、外的な脅威の経路の一つとなりうるものである。近年、能登半島沖不審船事案（1999年）、九州南西海域不審船事案（2001年）、日本海中部海域不審船事案（2002年）、中国原子力潜水艦による領海内潜没航行事案（2004年）、尖閣諸島周辺領海での中国漁船による日本巡視船に対する衝突事件（2010年）など、日本の安全保障にとって警戒すべき事案・事件が日本近海で起きている。これらの事案・事件を受けて、自国領海内で無害通航（後述）を行わない外国船舶<sup>(1)</sup>への対抗措置について様々な観点から議論がなされている<sup>(2)</sup>。これらの議論において、日本の領海を守るための提言や主張がなされているが、対象となる船舶が軍艦<sup>(3)</sup>（軍艦の定義については「IV 軍艦への武力行使の場合」を参照。）である場合や対抗措置の主体が軍艦である場合の国際法上の検討は必ずしも十分ではない。

例えば、少し古いものであるが、能登半島沖不審船事案を受けて読売新聞社が公表した提言には次の記述がある<sup>(4)</sup>。

「国際法規・慣例では、海軍が第一義的に

領海を守り、領海内での不法行為という主権侵害行為に断固とした措置を取ることが認められている。ただし、領土や領空と違って、領海には無害通航権が認められており、外国船舶が領海内を通航するからといって、それだけですぐさま武器の使用に結び付くというものではない。」

また、領海内潜没航行事案などの「主権が侵害される事案」が生起するのを防ぐための方策として、次のような主張がある<sup>(5)</sup>。

「[海上自衛隊に求められる役割として] 潜水艦や軍艦・搭載軍用機に対する領海自衛、領海自衛・領海警備のための衛星・航空機などによる広域の情報収集などが考えられる。この場合、軍艦・軍用機に国際法上一般に認められている平時の権限としての「部隊としての自衛権」を海上自衛隊の艦艇・航空機に付与するとともに、平時の武器使用権限付与など所要の法的措置を整える必要がある。」

これらの提言や主張をごく簡単に要約すると、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶に対して軍隊が「断固とした措置を取る」ことができ、また、部隊自衛（unit self-defense、上記引用文献では「部隊としての自衛権」という用語

(1) 船舶という表現は、軍艦を含めて用いるときと、軍艦の対概念として一般船舶を指す際に用いるときがある。本稿で船舶というときは前者の用法を採用する。

(2) 自国領海内で無害通航を行わない外国船舶への対抗措置については多くの文献があるが、注(4)と注(5)で挙げたものの以外でいくつかを掲げれば次のとおりである。安富潔「無害でない外国船舶の通航と海上保安官の職務権限について」『海洋法条約に係る海上保安法制 第1号』海上保安協会、1994、pp.17-39; 小寺彰「政府船舶に対する沿岸国の措置」『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』海洋法制研究会第1年次報告書、日本国際問題研究所、1999、pp.74-86; 高井晉ほか「諸外国の領域警備制度」『防衛研究所紀要』3巻2号、2000.11、pp.1-15; 奥脇直也「領海における外国公船に対する執行措置」『海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究（第2号）』海上保安体制調査研究委員会報告書、海上保安協会、2010、pp.1-13; 浅田正彦「九州南西海域不審船事件と日本の対応—継続追跡の問題を中心に—」栗林忠男・杉原高嶺編『日本における海洋法の主要課題』（現代海洋法の潮流 3）有信堂高文社、2010、pp.50-103。

(3) 軍艦という表現は、軍隊に属する船舶の総称として用いるときと、軍隊に属する船舶のうち大型の艦艇を指す際に用いるときがある。本稿で軍艦というときは前者の用法を採用する。

(4) 『どう守る？日本の安全—領域警備強化のための緊急提言』読売新聞社、1999、pp.5-6。

(5) 佐久間一総監修『武力戦の諸相』（叢書 日本の安全保障 6）内外出版、2008、pp.218-219。

を当てている。)によってそれが国際法上根拠づけられるということになる。他方、自国領海内で無害通航を行わない一般船舶への武力行使に関する国際法上の基準は、他の法益の侵害への対抗措置として沿岸国が行うものを含めて、武力行使は最後の手段としてのみ許されるなどある程度確立している。

本稿では、無害通航を行わない外国船舶への対抗措置の一つである武力行使について、その国際法上の基準が、対象となる船舶が軍艦の場合に一般船舶と異なるか否か、武力行使の主体が軍艦である場合においてどのような特質があるかを考察する。具体的には、最初に、本稿の考察の重要な概念である「武力行使」について簡単に概説する。次に、本稿では軍隊の実際の武力行使の手順を理解するために米軍が制定・刊行したものを中心に各種資料を参照するので、その内容を紹介する。そして、これらを踏まえた上で、第一に、自国領海内で無害通航を行わない一般船舶への武力行使に関する国際法上の基準を概観する。第二に、自国領海内で無害通航を行わない軍艦への武力行使を論じる。最後に、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶に対する軍艦の武力行使について、当該武力行使に法的な根拠を与えるという部隊自衛も併せて考察する。

## I 武力行使とは何か

「武力（の）行使（use of force）」は、国際法上概念的に二つに分けることができる。一つは国際連合（以下「国連」という。）憲章第2条第4項で禁止されているものであり<sup>(6)</sup>、もう一つは国内法に基づく警察権の行使など法執行（law enforcement）活動において用いられる強制力である。国連憲章が禁止する武力行使は、国連安全保障理事会の授権があるときと自衛権の行使の一環としてなされるときは容認される<sup>(7)</sup>。自国領海内において無害通航を行わない外国船舶への武力行使は、「武力攻撃の発生」（国連憲章第51条）など一定の要件（「V 部隊自衛と軍艦による外国船舶への武力行使の場合」を参照。）があつて自衛権を行使しようときには、その性格をも併せ持つといえる。他方、法執行活動として強制力を用いることは、沿岸国が自国の法益を侵害されたときの対抗措置の一つとして認められている（「III 一般船舶への武力行使の場合」を参照。）。

## II 武力行使の手順に関する参考資料

本稿では、軍隊の実際の武力行使の手順を理解するために、米軍が制定・刊行したものを中

(6) 国連憲章第2条第4項「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」。

(7) 国連憲章第42条「安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。（以下略）」。

国連憲章第51条「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。（以下略）」。

なお、武力攻撃に対する自衛権を規定している国連憲章第51条が、武力攻撃に対するものを除いて慣習国際法上の自衛権を禁止したかどうかについては解釈は分かれている。武力攻撃に対するものを除く慣習国際法上の自衛権とは、具体的には在外自国民の生命保護などを目的として行使されるものである。国連憲章下においても慣習国際法上の自衛権を国家が行使できるとする解釈については、例えば次の文献がある。C. H. M. Waldock, "The Regulation of the Use of Force by Individual States in International Law," *Recueil des Cours*, 81-2 (1952), pp.461-467, 495-499.

心に各種資料を参照する。具体的には、『司令官のための海軍作戦法規便覧』（以下『海軍作戦法規便覧』という。）（2007年）<sup>(8)</sup>、『作戦法規便覧』（2010年）<sup>(9)</sup>、「標準交戦規則（Standing Rules of Engagement）」（以下 SROE という。）（2005年）、『武力紛争法マニュアル』（2004年）<sup>(10)</sup>及び『サンレモ交戦規則便覧』（2009年）<sup>(11)</sup>である。これらの資料については、ここに記載した制定・刊行年のものを参照することとする。

『海軍作戦法規便覧』は、米海軍、海兵隊及び沿岸警備隊が制定したものである。指揮のすべてのレベルにある作戦司令官と補佐する参謀の構成員に、平時と武力紛争時の海軍作戦に適用される法のルールの概観を示すためのものである<sup>(12)</sup>。『作戦法規便覧』は、米陸軍法務総監法務センター・学校が作戦法規（operational law）の運用に携わる法務官向けに刊行したものである<sup>(13)</sup>。

SROE は、米統合参謀本部議長訓令である

CJCSI 3121.01B「米軍のための標準交戦規則及び標準武力行使規則」（2005年6月13日制定）で定められ<sup>(14)</sup>、「任務遂行と自衛の実行のための武力の適用について実施の手引を提供すること」を目的とするものである<sup>(15)</sup>。交戦規則（Rules of Engagement: ROE）とは、「権限のある当局が発するもの」であり、「軍部隊を使用できる状況」と「軍部隊を使用する際の制限」を「明確にすることを助けるものである。」と定義される<sup>(16)</sup>。SROE は米軍の標準となる ROE である。SROE は、米国の領土・領海外で起こる「全ての軍事上の作戦・偶発事件及び日常の軍事部門の任務」において「米国の司令官とその部隊がとる行動を管理する基本政策・手続」であるが、別途国防長官の指示がない限り米国の領土・領海内で実施される海空の本土防衛任務にも適用される<sup>(17)</sup>。また、SROE の補完措置として、司令官は国防総省の作戦行動中に任務遂行のために ROE を調整することができる<sup>(18)</sup>。SROE は

(8) U.S. Department of the Navy, Office of the Chief of Naval Operations et al., *The Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*, NWP 1-14M/MCWP 5-12.1/COMDTPUB P5800.7A, July 2007. <[http://www.usnwc.edu/getattachment/a9b8e92d-2c8d-4779-9925-0defea93325c/1-14M\\_\(Jul\\_2007\)\\_\(NWP\)](http://www.usnwc.edu/getattachment/a9b8e92d-2c8d-4779-9925-0defea93325c/1-14M_(Jul_2007)_(NWP))>, accessed on January 13, 2011.

『海軍作戦法規便覧』については、1987年に制定され1989年に改訂された版を翻訳した次の文献がある。竹本正幸ほか「米国海軍省作成の『指揮官のための海軍作戦法規便覧』（1）～（6）』『関西大学法学論集』40巻3号-41巻2号，1990.10-1991.5.

(9) Brian Bill et al., eds., *Operational Law Handbook 2010*, Charlottesville: Judge Advocate General's Legal Center and School, 2010. <[http://www.loc.gov/rr/frd/Military\\_Law/pdf/operational-law-handbook\\_2010.pdf](http://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/pdf/operational-law-handbook_2010.pdf)>, accessed on January 14, 2011.

『作戦法規便覧』については、2006年版及び2007年版の一部を翻訳した次の文献がある。岩本誠吾「米陸軍法務総監法務センター・法務学校作成の『作戦法規便覧 2006年版』（1）～（5）』『産大法学』40巻3・4号-41巻4号，2007.3-2008.3; 同「米陸軍法務総監法務センター・法務学校作成の『作戦法規便覧 2007年版』（6）』42巻2号，2008.9.

(10) U.K. Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict*, Oxford: Oxford University Press, 2004.

(11) Alan Cole et al., *Rules of Engagement Handbook*, Sanremo: International Institute of Humanitarian Law, 2009. <[http://www.iihl.org/iihl/Documents/Sanremo%20ROE%20Handbook%20\(English\).pdf](http://www.iihl.org/iihl/Documents/Sanremo%20ROE%20Handbook%20(English).pdf)>, accessed on January 13, 2011.

(12) U.S. Department of the Navy et al., *op.cit.*(8), p.19.

(13) Bill et al., eds., *op.cit.*(9), p.ii.

(14) CJCSI 3121.01B は秘密指定されているが、『作戦法規便覧』の82ページから96ページに部分的に転載されている。以下 CJCSI 3121.01B を引用する際は同資料の段落記号等を示すこととする。

Joint Chief of Staff, *Compendium of Current CJCS Directives*, 15 January 2009, p.17. <[http://www.dtic.mil/cjcs\\_directives/support/cjcs/cjcsi\\_comp.pdf](http://www.dtic.mil/cjcs_directives/support/cjcs/cjcsi_comp.pdf)>, accessed on June 2, 2011; Bill et al., eds., *op.cit.*(9), pp.82-96.

(15) CJCSI 3121.01B 添付文書 A 「1. 目的と範囲」

基本的に「許容性 (permissive)」を持つものとして設計されており、特定の兵器・戦術の採用が国防長官又は戦闘司令官の承認を要しないとき、又は司令官が国防長官の承認を得て発する特定の任務のための ROE によって制限されないとき、司令官は任務遂行に利用できるあらゆる合法的な兵器・戦術を採ることができる<sup>(19)</sup>。

『武力紛争法マニュアル』は、武力紛争法についての英国の解釈を示すために執筆されたもので英国防省が刊行した<sup>(20)</sup>。『サンレモ交戦規則便覧』は、人道法国際研究所 (International Institute of Humanitarian Law: IIHL) が刊行した資料である。IIHL は国際人道法、国際人権法及び難民法の促進を目的とする非営利組織であり<sup>(21)</sup>、『サンレモ交戦規則便覧』は、各国の専門家が執筆・協力して、ROE について一般に受け入れられかつ広まっている概念を解説するために著した資料である<sup>(22)</sup>。

### III 一般船舶への武力行使の場合

国際法上、船舶が外国の領海において無害通航権を有することは各国の慣行を通じて確立しているが、それに関する最も新しい条約上の規定は、「海洋法に関する国際連合条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982 年 12 月 10 日署名開放、1994 年 11 月 16 日発効)」(以

下 UNCLOS という。)<sup>(23)</sup> の第 2 部第 3 節「領海における無害通航」である。UNCLOS 第 2 部第 3 節は、「A すべての船舶に適用される規則」(第 17 条～第 26 条、以下「第 3 節 A」とする。)、 「B 商船及び商業的目的のために運航する政府船舶に適用される規則」(第 27 条～第 28 条、以下「第 3 節 B」とする。) 及び「C 軍艦及び非商業的目的のために運航するその他の政府船舶に適用される規則」(第 29 条～第 32 条、以下「第 3 節 C」とする。) によって構成される。以下、括弧内に示す条文は特に記載がない限りすべて UNCLOS である。

UNCLOS は「すべての国の船舶は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、この条約に従うことを条件として、領海において無害通航権を有する。」(第 17 条) と規定している。無害通航権とは、「沿岸国の平和、秩序又は安全」を害しない限り、通航できる権利である (第 19 条第 1 項)。「沿岸国の平和、秩序又は安全」を害する行為として、UNCLOS 第 19 条第 2 項において、「武力による威嚇又は武力の行使であって、沿岸国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又はその他の国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する方法によるもの」、「兵器 (種類のいかんを問わない。) を用いる訓練又は演習」などが列挙してある<sup>(24)</sup>。UNCLOS は、第 18 条で通航について「継続的

(16) Cole et al., *op.cit.*(11), p.1.

交戦規則に関する日本語文献のうち、主なものは次のとおりである。等雄一郎「米軍における ROE の発展と 1994 年版統合参謀本部標準交戦規則」『外国の立法』No.213, 2002.8, pp.50-65; 橋本靖明・合田正利「ルール・オブ・エンゲージメント (ROE) —その意義と役割—」『防衛研究所紀要』7 卷 2・3 合併号, 2005.3, pp.1-30; 岩本誠吾「ROE の国際法の問題点とその存在意義」浅田正彦編『21 世紀国際法の課題—安藤仁介先生古稀記念』有信堂高文社, 2006, pp.403-428.

(17) CJCSI 3121.01B 「3. 適用可能性」

(18) CJCSI 3121.01B 「6. 責任 b.(2)」

(19) CJCSI 3121.01B 「6. 責任 b.(3)」

(20) U.K. Ministry of Defence, *op.cit.*(10), pp.ix-x.

(21) IIHL が刊行した国際人道法に関する資料として、『海上武力紛争に適用される国際法に関するサンレモ・マニュアル』(1995 年) が著名である。サンレモとは IIHL が所在するイタリアの地名である。

(22) Cole et al., *op.cit.*(11), p.ii.

(23) 以下、UNCLOS の引用は公定訳 (平成 8 年条約第 6 号) による。

かつ迅速に行わなければならない」などと定義しており、徘徊などこれをみたさない行為は通航には含まれない<sup>(25)</sup>。また、潜水艦等の水中航行機器は、領海においては、海面上を航行しその旗を掲げなければならない（第20条）。

UNCLOSは、沿岸国に、無害通航に係る立法管轄権（legislative jurisdiction）（第21条）及び保護権（rights of protection）（第25条）を認めるとともに、領海における外国船舶の無害通航を妨害してはならないなどの義務（第24条）<sup>(26)</sup>を規定している。保護権とは、無害でない通航を防止するために自国の領海内において必要な措置をとる権利などを指す<sup>(27)</sup>。国際法では、国家が行使しうる法的な権力を管轄権というが、規則を制定する立法管轄権、規則に違反した者やその嫌疑がかけられた者から強制的に自由を奪う執行管轄権（enforcement jurisdiction）などに分けられる<sup>(28)</sup>。沿岸国は、一般船舶<sup>(29)</sup>に対する執行管轄権を有し（第27条）<sup>(30)</sup>、具体的には、

乗船、書類の検査、乗船者・積荷の尋問・捜査、船舶の停船と一時的な拘束、禁制品の押収と没収、罰金を科すことなどができる<sup>(31)</sup>。もっとも、UNCLOSが領海において沿岸国に認める立法管轄権及び執行管轄権の範囲は国家が領土において行使しうる管轄権より狭く、UNCLOSの領海における管轄権に関する規定は国家の有する管轄権を制約するための条項とみることでもできる。

UNCLOSは、このように領海に係る沿岸国の権利について様々な規定を持つが、許容される武力行使の程度やその基準について明らかにしていない。他方、沿岸国が自国の排他的経済水域などでその法益を侵害され、対抗措置として侵害した船舶に武力を行使した際の国際法上の基準を扱った判例は複数あり、それらは領海における沿岸国の武力行使についても適用できる<sup>(32)</sup>。比較的最近のものとして国際海洋法裁判所のサイガ号事件判決（1999年）があり<sup>(33)</sup>、

(24) UNCLOS 第19条第2項において、他に挙げられている行為は、「沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報の収集を目的とする行為」、「沿岸国の防衛又は安全に影響を与えることを目的とする宣伝行為」、「航空機の発着又は積込み」、「軍事機器の発着又は積込み」、「沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又は人の積込み又は積卸し」、「この条約に違反する故意のかつ重大な汚染行為」、「漁獲行為」、「調査活動又は測量活動の実施」、「沿岸国の通信系又は他の施設への妨害を目的とする行為」及び「通航に直接の関係を有しないその他の活動」である。

(25) 小田滋『注解国連海洋法条約 上巻』有斐閣、1985、pp.104-106。

(26) UNCLOS 第24条「1 沿岸国は、この条約に定めるところによる場合を除くほか、領海における外国船舶の無害通航を妨害してはならない。沿岸国は、特に、この条約又はこの条約に従って制定される法令の適用に当たり、次のことを行ってはならない。

(a) 外国船舶に対し無害通航権を否定し又は害する実際上の効果を有する要件を課すること。

(b) 特定の国の船舶に対し又は特定の国へ、特定の国から若しくは特定の国のために貨物を運搬する船舶に対して法律上又は事実上の差別を行うこと。

2 沿岸国は、自国の領海内における航行上の危険で自国が知っているものを適当に公表する。」

(27) UNCLOS 第25条「1 沿岸国は、無害でない通航を防止するため、自国の領海内において必要な措置をとることができる。

2 沿岸国は、また、船舶が内水に向かって航行している場合又は内水の外にある港湾施設に立ち寄る場合には、その船舶が内水に入るため又は内水の外にある港湾施設に立ち寄るために従うべき条件に違反することを防止するため、必要な措置をとる権利を有する。

3 沿岸国は、自国の安全の保護（兵器を用いる訓練を含む。）のため不可欠である場合には、その領海内の特定の水域において、外国船舶の間に法律上又は事実上の差別を設けることなく、外国船舶の無害通航を一時的に停止することができる。このような停止は、適当な方法で公表された後においてのみ、効力を有する。」

(28) Bernard H. Oxman, "Jurisdiction of States," *Encyclopedia of Public International Law*, vol.3, Amsterdam: Elsevier, 1997, pp.55-56.

(29) UNCLOS では、「商船及び商業的目的のために運航する政府船舶」と定義している。

そこでは停船させるための手順を次のように示している<sup>(34)</sup>。

- ① 停船させるための国際的に承認された視覚・聴覚に訴える信号を発信する。
- ② ①が成功しないときに警告射撃を含む様々な「損害を与えない」措置をとる。
- ③ ①②が失敗したときに最後の手段として武力を行使できる。ただし、適切な警告を行うこと及び生命を危険にさらさないことを保証するためのあらゆる努力をすることを条件とする。

これらをまとめると、第一に停船要求し、次に威嚇射撃等を行い、それでも従わなかったときは適切な警告をして、当該船舶の乗員の生命に配慮しつつ武力を行使することになる。

#### IV 軍艦への武力行使の場合

前章において、領海内で無害通航を行わない一般船舶への武力行使の国際法上の基準を示したが、本章では対象となる船舶が軍艦である場合を扱う。UNCLOSの第2部第3節「領海における無害通航」において、軍艦に適用されるのは、「第3節A」及び「第3節C」である<sup>(35)</sup>。つまり、前章で取り上げた領海内における一般船舶及び沿岸国の権利義務は、「第3節A」に規定されており、軍艦にも適用される。軍艦に適用される「第3節C」は、軍艦の定義（第29条）、軍艦による沿岸国の法令の違反（第30条）、軍艦等がもたらした損害についての旗国の責任（第31条）、軍艦等に与えられる免除（第32条）によって構成される。第31条と第32条でいう

(30) UNCLOS 第27条「1 沿岸国の刑事裁判権は、次の場合を除くほか、領海を通航している外国船舶内において、その通航中に当該外国船舶内で行われた犯罪に関連していずれかの者を逮捕し又は捜査を行うために行使してはならない。

(a) 犯罪の結果が当該沿岸国に及ぶ場合

(b) 犯罪が当該沿岸国の安寧又は領海の秩序を乱す性質のものである場合

(c) 当該外国船舶の船長又は旗国の外交官若しくは領事官が当該沿岸国の当局に対して援助を要請する場合

(d) 麻薬又は向精神薬の不正取引を防止するために必要である場合

2 1の規定は、沿岸国が、内水を出て領海を通航している外国船舶内において逮捕又は捜査を行うため、自国の法令で認められている措置をとる権利に影響を及ぼすものではない。

3 1及び2に定める場合においては、沿岸国は、船長の要請があるときは、措置をとる前に当該外国船舶の旗国の外交官又は領事官に通報し、かつ、当該外交官又は領事官と当該外国船舶の乗組員との間の連絡を容易にする。緊急の場合には、その通報は、当該措置をとっている間に行うことができる。

4 沿岸国の当局は、逮捕すべきか否か、また、いかなる方法によって逮捕すべきかを考慮するに当たり、航行の利益に対して妥当な考慮を払う。

(以下略)」

(31) 安富 前掲注(2), p.27.

(32) Rob McLaughlin, *United Nations Naval Peace Operations in the Territorial Sea*, Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 2009, pp.121-123.

(33) セントヴィンセント及びグレナディーン諸島に仮登録された給油タンカーのサイガ号が1997年にギニアの警備艇に拿捕された件について、国際海洋法裁判所が裁判を行った事件。セントヴィンセント及びグレナディーン諸島が、サイガ号及びその乗組員の即時解放を求めた事件1号(1997年)と、サイガ号の拿捕の合法性を問うた事件2号(1999年)がある。ここで紹介する判決は事件2号である。

(34) *The M/V "Saiga" (No. 2) Case (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea)*, Judgment (International Tribunal for the Law of the Sea, 1999), para.156, *International Legal Materials*, vol.38 no.5 (September 1999), p.1355.

(35) 軍艦による無害通航権の行使が、沿岸国への通告又はその承認を要するかという点については、各国の間で見解が分かれる。E. D. Brown, *The International Law of the Sea: Volume I Introductory Manual*, Aldershot: Dartmouth Publishing Company, 1994, pp.64-72.



軍艦等とは、軍艦及び非商業的目的のために運航する政府船舶を指す。

UNCLOS は、軍艦を「一の国の軍隊に属する船舶であって、当該国の国籍を有するそのような船舶であることを示す外部標識を掲げる」船舶などと定義している（第 29 条）<sup>(36)</sup>。そして、軍艦が領海の通航に係る沿岸国の法令に違反し、かつ当該法令の遵守の要請を無視した場合は、「沿岸国は、その軍艦に対し当該領海から直ちに退去することを要求することができる。」と規定している（第 30 条）。また、旗国は、軍艦等が領海の通航に係る沿岸国の法令や UNCLOS 等の国際法に違反した結果沿岸国に与えた損失・損害について国際的責任を負うとした（第 31 条）。なお、UNCLOS の規定は、「第 1 節 A」、第 30 条及び第 31 条を除くと、軍艦等に与えられる免除に影響を及ぼすことはないとした（第 32 条）。ここでいう免除とは、旗国以外のいずれの国の管轄権も及ばないことをいう<sup>(37)</sup>。

外国の領海にいる軍艦には、UNCLOS 「第 1 節 A」が適用されるのであり、沿岸国の領海の通航について立法管轄権の対象となる。しかしながら、第 32 条にあるように執行管轄権の行使の対象にはならず、沿岸国の保護権の行使として当該軍艦に行うことは、第 30 条にある退去の要求にとどまることになる。条文上明文規定があるわけではないが、自国領海内で

無害通航を行わない軍艦が退去の要求に従わないときは、沿岸国には第 30 条を実施するために必要最小限の武力を行使する権利がある<sup>(38)</sup>。もっとも、そのような武力行使が国際法上合法となるには、必要性と均衡性という自衛権の行使の要件（次章を参照。）をみたす必要がある。

## V 部隊自衛と軍艦による外国船舶への武力行使の場合

自国領海内で無害通航を行わない外国船舶に対して軍艦が武力を行使する根拠として部隊自衛が適用できるという主張を「はじめに」で紹介したが、この主張について論じる前にまず部隊自衛の概要とその法的性格について考察する。

SROE には、「部隊司令官（unit commander）は、敵対行為又は公然と示された敵対意図に対応して部隊自衛を実行する固有の権利と義務を常に有する。」とある<sup>(39)</sup>。「敵対行為」とは、「米国、米軍又はその他の指定される人・財産に対する、攻撃又はその他の武力行使」であり、それには、「米国民の救出又は死活的な米国政府財産の回収を含む、米軍の任務・義務を阻止・妨害するために直接的に行使されるもの」も含まれる<sup>(40)</sup>。また、「敵対意図」は、このような「敵対行為」が差し迫っているという脅威によって示される<sup>(41)</sup>。なお、SROE は自衛と任務遂行

(36) UNCLOS 第 29 条「この条約の適用上、「軍艦」とは、一の国の軍隊に属する船舶であって、当該国の国籍を有するそのような船舶であることを示す外部標識を掲げ、当該国の政府によって正式に任命されてその氏名が軍務に従事する者の適当な名簿又はこれに相当するものに記載されている士官の指揮の下にあり、かつ、正規の軍隊の規律に服する乗組員が配置されているものをいう。」

(37) Center for Naval Warfare Studies, *Annotated Supplement to the Commander's Handbook on the Law of Naval Operations*, 1997, p.110. (*International Law Series*, vol.73 (1999). ) <<http://www.usnwc.edu/Research--Gaming/International-Law/Studies-Series/documents/Naval-War-College-vol-73.aspx>>, accessed on November 5, 2011.

(38) Robin Rolf Churchill and Alan Vaughan Lowe, *The Law of the Sea*, new, revised ed., Manchester: Manchester University Press, 1988. pp.82-83; John Astley III and Michael N. Schmitt, "The Law of the Sea and Naval Operations," *Air Force Law Review*, vol.42 (1997), pp.131-132, note.49.

(39) CJCSI 3121.01B 添付文書 A 「2. 政策」

(40) CJCSI 3121.01B 添付文書 A 「3. 定義と当局 e.」

(41) CJCSI 3121.01B 添付文書 A 「3. 定義と当局 f.」

のための武力行使を区別しているが<sup>(42)</sup>、SROE でいう「敵対行為」と「敵対意図」に対応しての武力行使には、任務遂行のための武力行使が含まれると捉える国もある<sup>(43)</sup>。

SROE は、部隊自衛と併せて、国家自衛 (national self-defense) と集団自衛 (collective self-defense) についても取り上げている<sup>(44)</sup>。国家自衛とは「米国、米軍、並びに特定の状況下における米国民とその財産及び米国の商業資産」、集団自衛とは「指定された米軍以外の軍隊及び外国国民・その財産」への「敵対行為又は公然と示された敵対意図」に対する防衛である。

SROE によれば、自衛には、① エスカレーション防止 (De-escalation)、② 必要性、③ 均衡性の三つの原則が適用される<sup>(45)</sup>。①は、時間と状況が許せば相手に警告し威嚇的な行為を中止する機会を与えることである。②は、「敵対行為又は公然と示された敵対意図」が存在することである。③は、自衛における武力行使について、その種類、期間及び範囲は必要とされる程度を超えてはならないというものである。ただし、武力行使の対象となる「敵対行為又は公然と示される敵対意図」の手段と程度を超えることは容認される。また、自衛には、「敵対行為

又は公然と示される敵対意図」に關与する部隊がその關与を継続する場合は、追跡し交戦する権利が含まれる<sup>(46)</sup>。

国際法上、国家が自衛権を行使する際には、必要性和均衡性の二つの要件がある<sup>(47)</sup>。先述の「武力攻撃の発生」という自衛権行使の要件はこの必要性に含まれる。必要性という要件には、平和的な解決手段が尽くされた後でかつそれが成功しないという状況が求められており<sup>(48)</sup>、SROE でいう①と②は当該要件に含まれているといえる<sup>(49)</sup>。

部隊自衛についてこれまで米国の定義で紹介してきたが、米国だけが自国の部隊司令官にその権利を認めているわけではない。『サンレモ交戦規則便覧』によれば、部隊自衛は、適用方法は異なるものの各国が認めている<sup>(50)</sup>。また、部隊自衛の法的根拠についてはいくつかの考え方があがるが、国家が保有する自衛権を当該国家が自国の軍隊に部分的に付与しているというのが伝統的な解釈である<sup>(51)</sup>。この解釈によれば、国家が自衛権を行使する際の要件である必要性和均衡性については、部隊自衛については両要件で必要とされる程度が当該部隊の規模に応じて小さくなったとみることができるといえる<sup>(52)</sup>。

これらの部隊自衛に関する議論を踏まえて、

(42) Bill et al., eds., *op.cit.*(9), p.75.

(43) Hans F. R. Boddens Hosang, "Force Protection, Unit Self-Defence, and Extended Self-Defence," Terry D. Gill and Dieter Fleck, eds., *The Handbook of the International Law of Military Operations*, Oxford: Oxford University Press, 2010, pp.424-427.

(44) CJCSI 3121.01B 添付文書 A 「3. 定義と当局 b.」及び「3. 定義と当局 c.」

(45) CJCSI 3121.01B 添付文書 A 「4. 手続 a.」

(46) CJCSI 3121.01B 添付文書 A 「4. 手続 b.」

(47) 国際司法裁判所のニカラグア事件の本案判決 (1986 年) では、「自衛は、武力攻撃に均衡しそれに対処するのに必要な措置のみを正当化する。この規則は慣習国際法で十分に確立したものである。」としている。*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986*, p.94, para.176.

(48) Oscar Schachter, "The Right of States to Use Armed Force," *Michigan Law Review*, vol.82 no.5/6 (April-May, 1984), p.1635.

(49) 国家が自衛権を行使する際の要件として認められている必要性が、米国が SROE で定義する要件と合致するか否かは、本稿では扱わない。

(50) Cole et al., *op.cit.*(11), p.3.

(51) Boddens Hosang, *op.cit.*(43), pp.420-422. 他に国内法等に根拠を求める考え方がある。

自国領海内で無害通航を行わない外国船舶に関する武力行使について考えてみる。A国の領海内に無害通航を行わないB国船舶がいるとき、A国船舶が外国船舶に武力を行使するケースは三つの場合が考えられる。第一は、A国船舶が自国の法益の侵害への対抗措置としてB国船舶に停船や退去を要求し、B国船舶がそれに応じず、A国船舶が停船等をB国船舶に強いるために武力を行使する場合である。第二は、B国船舶がA国船舶の停船等の要求に応じないだけでなく、A国船舶に敵対行為等をしかけてきたときに自衛として武力を行使する場合である。第三は、A国船舶がB国船舶に保護権を行使しようとするとき、それを妨害する外国船舶があり、その妨害行為をやめさせるために武力を行使する場合である。第三の場合については、A国船舶の保護権の行使を妨害する外国船舶がA国の領海内にあるときは、そのような行為をすることで無害通航の要件をみたしているとはいえなくなるので、第一又は第二の場合と実際には重なることになる。

第二の場合の武力行使は当然部隊自衛に該当するが、第一と第三の場合の武力行使が部隊自衛になるかについては見解が分かれうる。ただし、部隊自衛に該当しない場合も任務遂行のための武力行使として位置づけられるのであり、当該武力行使が自衛権行使の要件をみたしている限り国際法上の問題はない。自国領海内で無害通航を行わない外国船舶への対抗措置については、部隊自衛か任務遂行のための武力行使かという点は、実際的にはその線引きを含めて国

内法で整理すべき事項といえる。

もっとも、米海軍法務総監部のショーン・P・ヘンセラ（Sean P. Henseler）中佐が執筆した論文によれば、部隊司令官が部隊自衛に基づき武力を行使できる要件がみたされていても、現場の判断だけで行うことが想定されない場合があるという<sup>(53)</sup>。つまり、SROEが「許容性」を持つものであるにもかかわらず、部隊自体が敵対行為を受けていないときは、実際に部隊司令官が自律的に行う行動の範囲は国際法上許容されるものより狭くなる場合も考えられる。

『海軍作戦法規便覧』は、沿岸国は、領海における無害でない通航を阻止するために、その内外で必要であれば武力行使を含めて確固とした措置（affirmative actions）をとることができる<sup>(54)</sup>。他方、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶に対して沿岸国が最初にすべきことは、無害でない通航を疑っている理由を当該船舶に伝え、妥当な短い時間においてその意図を明らかにするか又はその行動を正す妥当な機会を与えることであるとも記載している<sup>(55)</sup>。沿岸国は、自国領海内で無害通航を行っていない外国船舶に対して、これらの措置に加えて退去の要求など他の手段を尽くした後で、最小限の範囲で武力を行使する権利を有するのである。1990年米海軍規則は、第915条第2項で「[平時の自衛の実行としての]武力の行使は、最後の手段としてかつ必須の目的を成し遂げるために絶対的に必要な程度においてのみ遂行されなければならない」と規定しており<sup>(56)</sup>、「確固とした措置」がこれを逸脱するものでないの

(52) *ibid.*

(53) Sean P. Henseler, "Self-defense in the Maritime Environment under the New Standing Rules of Engagement/ Standing Rules for the Use of Force (SROE/SRUF)," *Naval Law Review*, vol.53 (2006), pp.218-219. <<http://www.jag.navy.mil/documents/navylawreview/NLRVolume53.pdf>>, accessed on May 12, 2011.

ここでは、米国と緊張関係にある外国の機雷敷設艦が、機雷に類似した物体を米部隊が任務中の海域でまいている場合を例として挙げている。

(54) U.S. Department of the Navy et al., *op.cit.*(8), p.2-5, para.2.5.2.1.

(55) *ibid.*

(56) United States Navy Regulations (1990), art.915, para.2. <<http://www.marines.mil/news/publications/Documents/United%20States%20Navy%20Regulations.pdf>>, accessed on July 28, 2011.

は確かである。

「Ⅲ 一般船舶への武力行使の場合」で述べたように、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶への武力行使の国際法上の基準は、第一に停船要求し、次に威嚇射撃等を行い、それでも従わなかったときは適切な警告をし、当該船舶の乗員の生命に配慮しつつ武力を行使する、というものである。また、「Ⅳ 軍艦への武力行使の場合」で述べたように、領海内で無害通航を行わない外国船舶が軍艦であるときは、要求内容は退去にとどまるものの、その後の手順は一般船舶のときと同じになる。これらの基準は、武力行使を部隊自衛に根拠を求める際も変わりえない。つまり、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶への武力行使の国際法上の基準は、一般的な国際法上のルールとして自衛権の行使と法執行活動のいずれについても、正当な目的を達成するために厳に必要でかつ均衡性のある武力行使を超えることは許されないというものであり<sup>(57)</sup>、武力行使の主体と客体のどちらが軍艦であろうともそれがそのまま適用されるのである。なお、潜水艦は他国領海内では海面上を航行しその旗を掲げなければ無害通航とはならないが、自国領海内において海面上を航行していない外国潜水艦に対して、退去するよ

うに警告した後に機雷を投下することは、沿岸国の保護権の行使として実施されてきた<sup>(58)</sup>。

最後に、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶に対して沿岸国が武力を行使するとき、その手段が軍艦とそれ以外の政府公船とで法的に違いがあるかについて考えてみる。沿岸国が保護権を行使するとき、国際法上その手段は特定されていない。外国船舶による領海等における沿岸国法令の違反がある場合に沿岸国が当該船舶を公海上に追跡し拿捕できる権利を追跡権(right of hot pursuit)といい<sup>(59)</sup>、追跡権は軍艦・軍用航空機だけでなく政府公船・航空機にも認められている<sup>(60)</sup>。このことから、領海内で無害通航を行わない外国船舶に対抗措置を行う主体が国際法上軍艦に限定されていないことは明らかである。

もっとも、武力紛争が存在する状況では、武力紛争法が適用されて敵対行為は交戦者資格を有するものみに許される<sup>(61)</sup>。この状況では、軍艦以外の政府公船は軍隊に編入されない限り<sup>(62)</sup>、武力行使の主体となることはできない。

(57) I. A. Shearer, "Problems of Jurisdiction and Law Enforcement against Delinquent Vessels," *International and Comparative Law Quarterly*, vol.35 no.2 (April 1986), p.341.

(58) Churchill and Lowe, *op.cit.*(38), p.76.

(59) UNCLOS 第 111 条第 1 項「沿岸国の権限のある当局は、外国船舶が自国の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは、当該外国船舶の追跡を行うことができる。この追跡は、外国船舶又はそのボートが追跡国の内水、群島水域、領海又は接続水域にある時に開始しなければならない、また、中断されない限り、領海又は接続水域の外において引き続き行うことができる。領海又は接続水域にある外国船舶が停船命令を受ける時に、その命令を発する船舶も同様に領海又は接続水域にあることは必要でない。(以下略)」

(60) UNCLOS 第 111 条第 5 項「追跡権は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶又は航空機でそのための権限を与えられているものによってのみ行使することができる。」

(61) 武力紛争法が適用されるようになる基準は必ずしも明確なものではない。例えば、国境警察の代わりに兵士が配置されたり、軍隊の構成員が偶発的に国境を侵入したりしたとしても、それですぐに武力紛争法が適用されるわけではない。U.K. Ministry of Defence, *op.cit.*(10), p.29.

(62) 「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」(1977年6月8日採択、1978年12月7日発効)は、「紛争当事者は、準軍事的な又は武装した法執行機関を自国の軍隊に編入したときは、他の紛争当事者にその旨を通報する。」(第43条第3項)という規定を持つ。

## 結論

沿岸国は、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶について、自国の法益の侵害への対抗措置として必要であれば武力行使を含めて確固とした措置をとることができる。しかしながら、それは停船等を要求した後に最後の手段として武力行使が許されるという国際法上の武力行使の基準と合致したものである必要がある。部隊司令官が、このような場合に自らが指揮す

る軍艦に武力行使を命ずるときは、それが部隊自衛と任務遂行のどちらに位置づけられようとも、これらの国際法上の基準を遵守する必要がある。

また、一般的にあって軍艦は沿岸警備隊等を含むその他の政府公船より強力な物理的強制力を持つが、自国領海内で無害通航を行わない外国船舶への対抗措置の国際法上の主体として見た場合両者が持つ権限は同等である。

(まつやま けんじ)